

新型コロナウイルス感染症が疑われたら・・・



施設において新型コロナウイルス感染症が疑われる事例が発生したときに、あわてないように、平常時から発生時の対応を確認・周知しておきましょう。

(1) 発生状況の把握（～診断確定まで）

- ① 感染が疑われる者（有症状者・濃厚接触者等）の状況を把握します。症状や検査結果の有無、医療機関や保健所からの指示の有無を確認します。
- ② 速やかに管理者等への報告を行い、事業所内で情報共有をします。
- ③ 必要に応じて、関係機関等に連絡をします。
- ④ 職員や利用者に体調不良者がいないか確認します。
- ⑤ 感染が疑われる者が新型コロナウイルス感染症患者と確定した場合は、施設の勤務日や利用日、接触者等を確認します。発症日あるいは検体採取日の2日前に施設の利用や勤務があったとき、あるいは施設での感染が疑われるときに、保健所から施設に連絡があります。
- ⑥ 保健所との連絡窓口を決めておきましょう。



(2) 診断されたときは

- ① 患者の施設利用状況や勤務状況を保健所と確認し、感染可能期間（発症日や検体採取日の2日前から入院、自宅等の待機開始までの間）に接触した者のリストを作成します。
- ② 患者が触れた場所や共用部分等を消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムで拭き取り消毒を行います。



(3) 濃厚接触者の確定

- ① 接触者のリストをもとに、接触時間や回数・感染防護の有無等を確認し、保健所が濃厚接触者を決定します。
- ② 濃厚接触者は、最終接触日の次の日から14日間の健康観察と自宅待機をお願いします。加えて、PCR検査のご案内をします。
- ③ 濃厚接触者以外の方は通常勤務可能ですが、体調管理を行い、体調不良時は出勤せず、上司や保健所に報告することを徹底しましょう。

【参考】濃厚接触者とは（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 令和2年5月29日版）
「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

【問合せ先】

平塚市,大磯町,二宮町の方は 平塚保健福祉事務所 〒254-0051平塚市豊原町6-21 電話 0463(32)0130(代)
秦野市,伊勢原市の方は // 秦野センター 〒257-0031秦野市曾屋2-9-9 電話 0463(82)1428(代)